２．重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的	
	行わせる重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行う場所	
重要維持管理等を行わせる時期又は期間		

（記載上の注意）

「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

３．重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

（１）重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

（記載上の注意）

１．個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。

２．「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること(個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。)。

３．個人である場合にあっては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

（２）重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の５％以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合（%）（確認した年月日）
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（記載上の注意）

１．議決権保有割合は、届出の日前２月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第３位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。

２．「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

３．「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

（３）重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（記載上の注意）

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第９条第２項第２号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基